

令和8年度 市民税・県民税 申告のしおり

令和8年度市民税・県民税は、令和8年1月1日現在、湯沢市にお住まいの方に、前年の1月から12月までの所得をもとに課税し、納税していただくものです。

市民税・県民税申告書は、皆様の税額を計算するうえで大切な資料となります。必ず申告いただきますようお願いします。収入がなかった場合もその旨、申告をお願いします。

必ずお読みください

- ①市民税・県民税の申告期限は、**令和8年3月16日（月）**です。
 - ②申告相談の日程は令和8年1月号「広報ゆざわ」をご覧ください。**行政区ごとに会場、日時を指定しています**ので、申告相談をされる場合はご確認のうえおいでください。
※申告相談期間中は、税務課窓口では申告相談をお受けできませんのでご了承ください。
 - ③**電子申告にご協力ください。**
e-TaxやeLTAXから24時間申告が可能ですので、ご利用ください。また、市から届いた案内にQRコードが付いている方は、読み込んでいただくことで、簡単に電子申告ができます。
 - ④**郵送でも申告できます。**
申告書を郵送で提出される方は、**申告案内同封の返信用封筒(青色)**をご利用ください。
申告書控え、添付資料の返送が必要な方は、その旨をご記入いただき、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 - ⑤所得税の還付申告書は令和8年1月から税務署に提出できます。
 - ⑥税務署へ所得税の確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は不要です。
- 【所得税の確定申告に関するお問い合わせ先 湯沢税務署 電話：0183-73-5100】**

申告相談に必要な資料

- ①申告書
 - ②収支内訳書（記入してからご来場ください）
領収書・帳簿等
 - ③給与・年金等の源泉徴収票
 - ④生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - ⑤医療費控除の明細書（記入してからご来場ください）
医療費通知書
 - ⑥国民年金保険料等の領収書
 - ⑦マイナンバーカード等の身分確認書類
- ※所得税の確定申告をする場合は、申告者本人名義の通帳をお持ちください。
※②は事業所得等がある方のみ。

電子申告をぜひご利用ください

- ①**所得税の確定申告: e-Tax** → 
詳しくはe-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- ②**個人住民税の申告: eLTAX** → 
詳しくはeLTAXホームページ
<https://www.e-tax.lta.go.jp/news/12336>

市民税・県民税申告書の提出先・お問い合わせ先

湯沢市市民生活部税務課市民税班 住所：〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 電話：0183-55-8094

所得の種類と計算方法

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法	必要な資料
営業等所得	卸売業、小売業、建設業、運送業、飲食業、外交員、検針員、美容業、販売業等	収入金額－必要経費	収支内訳書 報酬等の支払調書
農業所得	水稻、野菜、果樹、タバコ等		収支内訳書
不動産所得	地代、家賃、農地の貸借料(小作料)、貸し間代等		
利子所得	預貯金・公社債・合同運用信託・公募公社債等運用投資信託の利子	収入金額と同額	なし
配当所得	株式・出資金の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子	支払通知書等
給与所得	俸給、給料、賞与、賃金等	別表(表1)を参照	源泉徴収票
公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、確定拠出企業年金等	別表(表2)を参照	源泉徴収票
雜所得	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの、原稿料、シルバー人材センターの配分金等	収入金額－必要経費	支払調書等
	生命保険契約に基づく年金(個人年金)等、上記以外の収入		
総合課税譲渡所得	機械、車輛、営業権、土石類等の譲渡	収入金額－必要経費 －特別控除額 ※長期譲渡所得は1/2が課税対象	収入金額や経費がわかるもの
一時所得	賞金、生命保険や損害保険の満期返戻金、解約返戻等一時的な所得	(収入金額－必要経費 －特別控除額) × 1/2 ※計算結果が赤字のとき、所得は0円になります。	支払調書等

※土地・建物の譲渡、株式の譲渡、山林の譲渡がある方は、分離課税用の申告書の提出が必要になります。資料持参のうえ申告相談に来場するか、湯沢市ホームページから様式をダウンロードしてください。

表1 給与所得の計算式

給与収入金額 (A)	給与所得金額
0円 ~ 650,999円	0円
651,000円 ~ 1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	(A) ÷ 4 =(B) (千円未満 切り捨て)
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(B) × 2.8 - 80,000円 (B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~	(A) - 1,950,000円

※公的年金等に係る雜所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円~2,000万円以下の方は、上記の計算式に100,000円を加算、2,000万円を超える方は、上記の計算式に200,000円を加算します。

表2 公的年金等に係る雜所得金額の計算式 ※

年齢区分	公的年金等収入金額 (A)	公的年金等以外の所得金額が1,000万円以下の場合
65歳未満 (昭和36年1月2日以降生まれ)	0円~1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円~4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円~	(A) - 1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	0円~3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円~4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円~	(A) - 1,955,000円

所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

《計算方法》所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%

※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算する。

2. 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合

《計算方法》所得金額調整控除額 = (給与所得※ + 公的年金等に係る雑所得※) - 10万円

※ 給与所得・雑所得それぞれ最大10万円

非課税所得

次のような所得は非課税所得とされ、市民税・県民税の課税対象にはなりません。

- 傷病者や遺族が受け取る年金や恩給等（遺族年金・障害年金）
- 児童手当、児童扶養手当
- 損害保険金、損害賠償金、慰謝料
- 給与所得者の出張経費、非課税限度額以下の通勤手当
- 雇用保険の失業給付
- 等

所得控除

所得控除とは、税額を計算するうえで、扶養の人数、病気や災害による出費といった個人的な事情を考慮して、所得から差し引くものです。

控除の種類	内容		必要な資料
社会保険料控除	あなたがご自身やご家族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等の金額が全額控除されます。 ※あなた以外の方の年金や口座から差し引かれる国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は対象になりません。	【控除額】支払った金額	領収書 証明書
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済掛金、個人型確定拠出年金(i Deco)、企業型確定拠出年金(企業型DC)等の金額が全額控除されます。	【控除額】支払った金額	証明書
生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、介護医療保険料や個人年金保険料について、計算式で求めた金額が控除されます。	【控除額】5ページ表3を参照してください	証明書
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料又は平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約等の保険料について、計算式で求めた金額が控除されます。	【控除額】5ページ表4を参照してください	証明書
寡婦控除 ・ ひとり親控除	あなたが寡婦又はひとり親で令和7年12月31日現在、次の条件全てに該当する場合は、次の金額が控除されます。		
	寡婦控除	1. 合計所得金額が500万円以下 2. 次のA、Bのいずれかに当てはまる方 A)夫と死別した、又は生死不明 B)夫と離婚し再婚していない方で子以外の扶養親族がいる 【控除額】26万円	なし
	ひとり親控除	1. 合計所得金額が500万円以下 2. 配偶者と死別若しくは離婚、又は未婚（事実婚は対象外） 3. 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる 【控除額】30万円	
勤労学生控除	あなたが給与所得を有する学生で、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等（自己の勤労による事業所得や給与所得、退職所得、雑所得のことを言います）以外の所得が10万円以下の場合、次の金額が控除されます。		在学証明書 (原本)

控除の種類	内容		必要な資料
障害者控除	令和7年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者及び扶養親族が障がい者の場合、障がいの程度により次の金額が控除されます。		各種手帳 障害者控除対象者認定書
	普通障害者	特別障害者に該当しない身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方、65歳以上で市から「障害者控除対象者認定書」で普通障害者に該当するとされた方等。 【控除額】26万円	
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、65歳以上で市から「障害者控除対象者認定書」で特別障害者に該当するとされた方等。 【控除額】30万円 上記のうち、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常としている方 【控除額】53万円	
配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（令和7年中の死亡者を含みます）の合計所得金額が58万円以下の場合、一定の金額が控除されます。 【控除額】5ページ表5を参照してください		なし
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（令和7年中の死亡者を含みます）の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合、一定の金額が控除されます。 【控除額】5ページ表5を参照してください		なし
扶養控除	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族（令和7年中の死亡者を含みます）の合計所得金額が58万円以下の場合、次の金額が控除されます。 ① 一般扶養親族 16歳～18歳、23～69歳 ② 特定扶養親族 19歳～22歳 ③ 老人扶養親族 70歳以上 ④ ③のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属でそのいずれかと同居を常としている 【控除額】33万円 【控除額】45万円 【控除額】38万円 【控除額】45万円 ※16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象にはなりません。 ただし、均等割・所得割の非課税判定をする際の扶養親族の数に含まれます。		なし
特定親族特別控除	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族の年齢が19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合、一定の金額が控除できます。 【控除額】5ページ表6を参照してください		なし
基礎控除	合計所得金額により、次の金額が控除されます。 合計所得金額 2,400万円以下 合計所得金額 2,400万超2,450万円以下 合計所得金額 2,450万超2,500万円以下 【控除額】43万円 【控除額】29万円 【控除額】15万円		なし
雑損控除	災害や盗難等によって資産に損害を受けた場合、下記の計算式で計算された金額が控除されます。雪害による家屋の損壊や雪下ろし費用もこれに該当します。 【控除額】次の①か②の方法で計算し、いずれか多い方の金額 ① 損失額+災害関連支出の金額-保険金などで補てんされる金額-（総所得金額等×10%） ② 災害関連支出の金額-5万円		領収書 資産の明細 (取得時期・価格等)と保険金等を確認できる書類
医療費控除	あなたがご自身やご家族のために支払った医療費がある場合、一定の金額を超える分が控除されます。 【控除額】7ページを参照してください		医療費控除の明細書 医療費通知

税額控除

税額控除は、税率を乗じて算出した税額(所得割額)から一定の金額を控除するものです。

控除の種類	内容
寄附金税額控除	あなたが都道府県・市区町村や特定の団体に寄附をした場合、計算式で算出された金額が控除されます。対象となる寄附金は、大きく分けて次のとおりです。控除を追加する場合は、証明書を添付してください。 ① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） ② 秋田県共同募金会又は日本赤十字社秋田支部に対する寄附金 ③ 県又は市の条例で定める寄附金
配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除	特定配当等や特定株式等譲渡所得について確定申告をした場合、特別徴収された配当割額や株式譲渡所得割額は住民税から控除されます。 ○上記控除の適用を受けるためには、忘れずに確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」に記入し、令和8年3月16日までに確定申告書を提出してください。

控除の種類	内容
住宅借入金等特別税額控除	前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった場合、その住宅を居住の用に供した日の属する年以後、税額が一定期間控除されます。控除期間は、住宅の種類や入居年によって、10年、または13年となります。 ○控除の適用を受けるためには、各年一定の書類を添付して税務署へ確定申告書を提出するか、勤務先で年末調整してください。ただし、初めて控除の適用を受ける場合は、年末調整ができませんので、お近くの税務署へ確定申告書を提出してください。

その他の税額控除(配当控除等)や控除額については、湯沢市ホームページをご覧いただか、湯沢市税務課市民税班にお問い合わせください。

表3 生命保険料控除

(1)新制度 (平成24年度1月1日以降の契約)		(2)旧制度 (平成23年12月31日以前の契約)	
支払保険料の金額 (A)	計算式	支払保険料の金額 (A)	計算式
~12,000円	全額	~15,000円	全額
12,001~32,000円	(A)×1/2+6,000円	15,001~40,000円	(A)×1/2+7,500円
32,001~56,000円	(A)×1/4+14,000円	40,001~70,000円	(A)×1/4+17,500円
56,001~	一律28,000円	70,001円~	一律35,000円
新制度「一般生命保険料」「介護保険料」「個人年金保険料」3つそれぞれの控除額の上限は28,000円。	旧制度「一般生命保険料」「個人年金保険料」いずれも控除額の上限は35,000円。		
(1)と(2)の両方を支払った場合(1)で求めた控除額と(2)で求めた控除額との合計額 (控除限度額28,000円)ただし、(2)の支払額が42,000円を超える場合(2)のみで計算。 3つの控除額を合計した控除限度額は70,000円。			

表4 地震保険料控除

区分	支払保険料の金額(A)	計算式
地震保険料 (1)	~50,000円	(A)×1/2円
	50,001円~	一律25,000円
旧長期損害保険料 (2)	~5,000円	(A)の全額
	5,001円~15,000円	(A)×1/2+2,500円
	15,001円~	一律10,000円
(1)と(2)の両方を支払った場合	(1)で求めた金額と(2)で求めた金額との合計額。 (控除限度額25,000円) 一つの契約が、地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合には、どちらか一方のみ控除します。	

表6 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

表5 配偶者特別控除

配偶者控除	納税者本人の合計所得金額	~900万円	900万円超950万円	950万円超1,000万円
		控除額		
一般	33万円	22万円	11万円	
老人70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

Q&A

Q. 市民税・県民税の申告案内が届きましたが、申告しなければいけませんか？

A. 原則、申告が必要です。

前年度分の申告状況等から判断して、申告が必要と思われる方に申告案内を送付しています。前年以前から収入が公的年金等収入のみの方を除き、申告してくださるようお願いします。ただし、税務署やe-Taxで確定申告をされる方は市民税・県民税の申告をする必要がありません。

●主な申告書の送付対象者

・前年中に事業所得（営業、農業）や不動産所得（小作料含む）があったと思われる方

… 申告書に収支内訳書を添付して申告が必要です。廃業や休業、事業承継をされた場合はその旨を電話でお知らせください。

・前年中に就職、退職、転勤又は複数の給与収入があった方

… 前年中に勤務していたすべての事業所の給与収入を含めた申告が必要です。勤務先で年末調整をした場合は、申告書に源泉徴収票の写しを添付して提出してください。

・前年度分の申告で不定期な就労があった方、収入がなかった方

… 収入金額の多寡に関わらず申告が必要です。収入がなかった方は、申告書裏面下部の「課税の対象となる収入のない方」欄に記入して申告書を提出ください。

Q. 副収入の所得が20万円を超えない場合、市民税・県民税の申告は必要ですか？

A. 副収入の多寡に関わらず申告が必要です。

給与所得者（主たる給与で年末調整済み）や公的年金等所得者で、それ以外の副業等の収入があった場合は、その金額が20万円以下であれば所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

Q. 収支内訳書の書き方がわかりません。

A. 湯沢市ホームページ掲載の収支内訳書の書き方を参考にしてください。

収支内訳書の書き方を読んでもわからない場合は、収入と経費を確認できる資料を用意し、同じ内容の収入（売上等）、経費（ガソリン代、消耗品費等）をそれぞれ合計し、帳簿等を作成してから来場してください。

※収支内訳書は、税務課、各総合支所、地区センター、相談会場及び湯沢税務署に備えつけてあるほか、湯沢市ホームページからダウンロードすることができます。

Q. 申告をしないとどうなりますか？

A. 市民税・県民税の税額が正しく計算されないほか、各分野の行政サービスが十分に受けられない場合があります。

申告が必要な方が申告をされなかった場合、市民税・県民税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を正しく計算することができません。

さらに、所得課税証明書の発行停止、国民健康保険、福祉等の各種手当やサービスに影響する場合がありますので、必ず申告をしましょう。

Q&A

Q. 医療費控除を受けるためにはどうしたらよいでしょうか？

A. 支払った医療費の額を医療費控除等の明細書にまとめて申告してください。

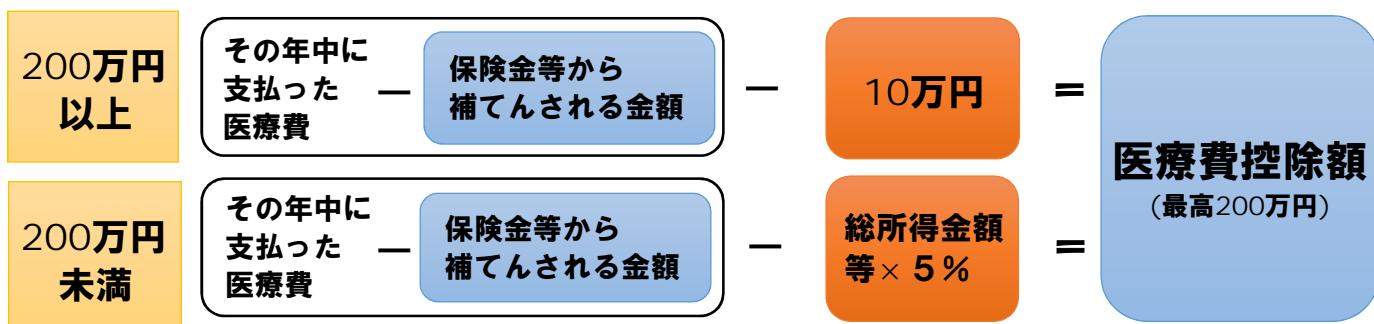
あなたがご自身やご家族のために支払った医療費が1年間で一定の金額を超えた場合には「医療費控除の明細書※」を添付して申告すると医療費控除を受けることができます。

※明細書に医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付することで明細書の記入を省略することができます。

●通常の医療費控除

【控除額の計算】

総所得金額等



●セルフメディケーション税制（上記の通常の医療費控除との重複適用は不可）

健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等を購入した場合に受けられる控除です。

